

発室発第 119 号
平成28年12月19日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
佐藤 暁 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室
石坂 善

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の読替について（連絡）

平成28年3月28日付東二安発第10号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始（平成28年12月17日）に伴い、添付資料のとおり読替ますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、読替後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

以 上

発室発第 117号
平成28年12月19日

内閣府
政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（地域防災・訓練担当）
田中 邦典 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室
石坂 善

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の読替について（連絡）

平成28年3月28日付東二安発第10号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始（平成28年12月17日）に伴い、添付資料のとおり読替ますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、読替後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

以 上

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (1 / 3)

読 替 前		読 替 後		備考
別図 2-1	原子力防災組織及び職務	別図 2-1	原子力防災組織及び職務	美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し
別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置	別表 2-2	原子力防災要員の職務と配置	
別図 2-3	本店総合災害対策本部の組織及び職務	別図 2-3	本店総合災害対策本部の組織及び職務	
別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	別表 2-4	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	
別図 2-5	警戒事態及び非常事態宣言時の社内伝達経路	別図 2-5	警戒事態及び非常事態宣言時の社内伝達経路	
別図 2-6	発電所原子力災害対策要員の非常招集連絡経路	別図 2-6	発電所原子力災害対策要員の非常招集連絡経路	
別図 2-7	本店災害対策本部要員の非常招集連絡経路	別図 2-7	本店災害対策本部要員の非常招集連絡経路	
別図 2-8	発電所災害対策本部設置後の報告連絡経路	別図 2-8	発電所災害対策本部設置後の報告連絡経路	
別図 2-9-1	警戒事象に基づく連絡経路	別図 2-9-1	警戒事象に基づく連絡経路	
別図 2-9-2	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （発電所内での事象発生）	別図 2-9-2	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （発電所内での事象発生）	
別図 2-9-3	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （事業所外運搬での事象発生）	別図 2-9-3	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路－ （事業所外運搬での事象発生）	
別図 2-9-4	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （発電所内での事象発生）	別図 2-9-4	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （発電所内での事象発生）	
別図 2-9-5	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （事業所外運搬での事象発生）	別図 2-9-5	対外通報先－原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路－ （事業所外運搬での事象発生）	
別図 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備	別図 2-10	発電所敷地周辺付近の放射線測定設備	
別表 2-11	原子力防災資機材	別表 2-11	原子力防災資機材	
別表 2-12	原子力防災関連資機材	別表 2-12	原子力防災関連資機材	
別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材	別表 2-13	シビアアクシデント対策等に関する資機材	
別表 2-14	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材	別表 2-14	本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材	
別表 2-15	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	別表 2-15	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	
別表 2-16	オフサイトセンターに備え付けるべき資料	別表 2-16	オフサイトセンターに備え付けるべき資料	
別表 2-17	発電所の災害対策本部室に備え付ける資料	別表 2-17	発電所の災害対策本部室に備え付ける資料	
別表 2-18	本店総合災害対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料	別表 2-18	本店総合災害対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料	
別表 2-19	原子力事業所災害対策支援拠点の活動で使用する資料	別表 2-19	原子力事業所災害対策支援拠点の活動で使用する資料	
別表 2-20	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料	別表 2-20	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料	
別図 2-21	発電所内の緊急時対策室等	別図 2-21	発電所内の緊急時対策室等	
別表 2-22	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	別表 2-22	発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	
別図 2-23	発電所社有地の集合場所及び退避場所	別図 2-23	発電所社有地の集合場所及び退避場所	
別図 2-24	発電所応急処置施設配置図	別図 2-24	発電所応急処置施設配置図	
別表 2-25	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧	別表 2-25	緊急時対策支援システムデータ伝送項目一覧	
別表 2-26	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	別表 2-26	本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	
別表 2-27	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	別表 2-27	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	
別図 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置	別図 2-28	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所の位置	
別表 2-29	発電所の原子力防災教育の内容	別表 2-29	発電所の原子力防災教育の内容	
別表 2-30	本店の原子力防災教育の内容	別表 2-30	本店の原子力防災教育の内容	
別表 2-31	原子力防災訓練の内容	別表 2-31	原子力防災訓練の内容	
別表 2-32	原子力緊急事態支援組織	別表 2-32	<u>電力間協定に基づく</u> 原子力緊急事態支援組織	

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (2 / 3)

読替前	読替後	備考																																																								
別表2-32 原子力緊急事態支援組織 1. 原子力緊急事態支援組織の概要 <table><tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>所在地</td><td>日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地: 福井県敦賀市杵見165-9-6)</td></tr><tr><td>施設概要</td><td>事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等</td></tr><tr><td>要員数</td><td>9名(組織長、対応要員)</td></tr></table> 2. 平常時の主な業務 <table><tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr><tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr><tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr><tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr></table> 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容 <table><tr><td>災害発生時の連絡体制</td><td> 10条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者⇄(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者⇄支援組織要員 状況報告 ※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 </td></tr><tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> - 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 - 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr></table> 4. 保有資機材一覧 資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。 <table><tr><th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>保管場所</th></tr><tr><td rowspan="2">遠隔操作ロボット</td><td>現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット</td><td>4台</td><td rowspan="2">資機材保管スペース</td></tr><tr><td>障害物撤去用ロボット</td><td>1台</td></tr><tr><td>除染用資機材</td><td>除染用資機材</td><td>1式</td><td></td></tr></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地: 福井県敦賀市杵見165-9-6)	施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等	要員数	9名(組織長、対応要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	10条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者⇄(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者⇄支援組織要員 状況報告 ※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 - 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	4台	資機材保管スペース	障害物撤去用ロボット	1台	除染用資機材	除染用資機材	1式		別表2-32 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織(1/2) 1. 原子力緊急事態支援組織の概要 <table><tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr><tr><td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr><tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr><tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr><tr><td>要員数</td><td>21名(所長、支援組織要員)</td></tr></table> 2. 平常時の主な業務 <table><tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr><tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr><tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 ・ 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr><tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr></table> 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容 <table><tr><td>災害発生時の連絡体制</td><td> 10条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者⇄(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者⇄支援組織要員 状況報告 ※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 </td></tr><tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> - 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 - 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 - 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 - 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 - 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 - 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要員数	21名(所長、支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 ・ 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	10条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者⇄(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者⇄支援組織要員 状況報告 ※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者	発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 - 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 - 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 - 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 - 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 - 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。	美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																									
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地: 福井県敦賀市杵見165-9-6)																																																									
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等																																																									
要員数	9名(組織長、対応要員)																																																									
資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																									
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																									
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																									
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																																									
災害発生時の連絡体制	10条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者⇄(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者⇄支援組織要員 状況報告 ※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者																																																									
発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 - 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 - 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 - 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。																																																									
分類	名 称	数量	保管場所																																																							
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	4台	資機材保管スペース																																																							
	障害物撤去用ロボット	1台																																																								
除染用資機材	除染用資機材	1式																																																								
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																									
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																																																									
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																																									
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																																									
要員数	21名(所長、支援組織要員)																																																									
資機材の集中管理	保有資機材(4.参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																									
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																									
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 ・ 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・ 場 所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・ 頻 度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・ 主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																									
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																																									
災害発生時の連絡体制	10条通報 ・ 支援要請 出動指示 発災事業者⇄(平日日中)支援組織長 (夜間休祭日)連絡当番者⇄支援組織要員 状況報告 ※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者																																																									
発災事業者への支援内容	- 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 - 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 - 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 - 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 - 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 - 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。																																																									

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表 (3 / 3)

読替前	読替後	備考																														
新規作成	別表 2－3 2 <u>電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織（2／2）</u>	美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し																														
	4. 保有資機材一覧 資機材については 1 回／年保守点検を行う。また、 <u>故障，点検等により必要数が確保できない</u> 場合には代替品を補充する。																															
	<table><tr><th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>保管場所</th></tr><tr><td rowspan="4">遠隔操作 資機材</td><td><u>小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）</u></td><td><u>6 台</u></td><td rowspan="11">資機材 保管庫・車庫棟</td></tr><tr><td><u>中型ロボット（障害物撤去用）</u></td><td><u>2 台</u></td></tr><tr><td><u>無線重機（屋外のがれき等の撤去用）</u></td><td><u>3 台</u></td></tr><tr><td><u>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</u></td><td><u>2 台</u></td></tr><tr><td rowspan="4">現地活動 用資機材</td><td><u>放射線防護用資機材</u></td><td><u>1 式</u></td></tr><tr><td><u>放射線管理，除染用資機材</u></td><td><u>1 式</u></td></tr><tr><td><u>作業用資機材</u></td><td><u>1 式</u></td></tr><tr><td><u>一般資機材</u></td><td><u>1 式</u></td></tr><tr><td rowspan="3">搬送用 車両</td><td><u>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</u></td><td><u>2 台</u></td></tr><tr><td><u>大型トラック（重機搬送）</u></td><td><u>1 台</u></td></tr><tr><td><u>中型トラック（ロボット搬送等）</u></td><td><u>9 台</u></td></tr></table>		分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作 資機材	<u>小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）</u>	<u>6 台</u>	資機材 保管庫・車庫棟	<u>中型ロボット（障害物撤去用）</u>	<u>2 台</u>	<u>無線重機（屋外のがれき等の撤去用）</u>	<u>3 台</u>	<u>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</u>	<u>2 台</u>	現地活動 用資機材	<u>放射線防護用資機材</u>	<u>1 式</u>	<u>放射線管理，除染用資機材</u>	<u>1 式</u>	<u>作業用資機材</u>	<u>1 式</u>	<u>一般資機材</u>	<u>1 式</u>	搬送用 車両	<u>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</u>	<u>2 台</u>	<u>大型トラック（重機搬送）</u>	<u>1 台</u>	<u>中型トラック（ロボット搬送等）</u>	<u>9 台</u>
	分類		名 称	数量	保管場所																											
	遠隔操作 資機材		<u>小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）</u>	<u>6 台</u>	資機材 保管庫・車庫棟																											
			<u>中型ロボット（障害物撤去用）</u>	<u>2 台</u>																												
			<u>無線重機（屋外のがれき等の撤去用）</u>	<u>3 台</u>																												
			<u>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</u>	<u>2 台</u>																												
	現地活動 用資機材		<u>放射線防護用資機材</u>	<u>1 式</u>																												
			<u>放射線管理，除染用資機材</u>	<u>1 式</u>																												
<u>作業用資機材</u>		<u>1 式</u>																														
<u>一般資機材</u>		<u>1 式</u>																														
搬送用 車両	<u>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</u>	<u>2 台</u>																														
	<u>大型トラック（重機搬送）</u>	<u>1 台</u>																														
	<u>中型トラック（ロボット搬送等）</u>	<u>9 台</u>																														